

平成29年度西三河9市福祉担当部長会議

日 時 平成29年11月9日（木）
午後3時から
場 所 いきいき広場 会議室（3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）在宅医療の推進について（豊田市提案）

（2）敬老事業について（西尾市提案）

（3）相談支援事業所への支援について（西尾市提案）

（4）手話言語条例制定への対応について（知立市提案）

各市での手話言語・障がい者コミュニケーション条例について（知立市提案）

（5）生活困窮者自立支援事業について（高浜市提案）

4 連絡事項

5 その他

次年度 みよし市

6 閉 会

平成29年度西三河9市福祉担当部長会議 出席者

団体名	出席者職	出席者氏名	会議	懇親会
岡崎市	福祉部長	加藤 法保	○	○
碧南市	福祉こども部長	岡崎 康浩	○	○
刈谷市	福祉健康部長	鈴木 裕	○	○
豊田市	福祉部長	伴 幸俊	○	○
安城市	福祉部長	石川 充	○	○
	福祉部次長	小笠原 浩一		○
西尾市	健康福祉部長	山崎 悟	○	○
知立市	福祉子ども部長	長谷 嘉之	○	○
みよし市	福祉部次長	太田 寿恵広	○	○
高浜市	福祉部長	加藤 一志	○	○
	地域福祉GL	木村 忠好	○	○
	地域福祉G副主幹	東條 光穂	○	○

提案市	議題
豊田市	在宅医療の推進について
回答（岡崎市）	回答（碧南市）
<p>（回答部署：長寿課、保健企画課）</p> <p>1について 在宅医療に携わる医師の確保については、岡崎市医師会が平成27年度に設置した「岡崎市医師会在宅医療サポート室」にて、「在宅医療サポートセンター事業」として「かかりつけ医普及啓発講習会」を医師会員向けに実施している。 看護師の確保については、岡崎市立看護専門学校にて、平成28年度から「潜在看護師の復職支援」として、看護師資格を持っている復職を考えている看護師を対象とした技術演習等の研修を実施している。</p> <p>2について 現在のところなし。</p>	<p>1. 27年度より3年間、医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、24時間365日対応可能な在宅医療提供体制構築の支援、在宅医療導入研修の実施、かかりつけ医普及啓発講習会の実施、在宅医療に関する相談窓口の設置の4つの取組をすすめている。在宅医療に携わる医師の確保については課題が多く、医師会内で「在宅医療あり方検討会」を開催し議論している。訪問看護師の確保については潜在看護師に対して「訪問看護プチ研修」を実施してアピールしている。 碧南市は幸いにも今年度4ヶ所事業所が増えて8ヶ所になり訪問看護サービスの提供体制が充実してきた。</p> <p>2. 在宅医療・介護連携推進事業においてICT導入で関係者の情報共有のツールに電子@連絡帳を活用した連携（はなしょうぶネットワーク）を平成29年10月より開始する。 ロボット等の活用については検討はしておらず、他市の取組を参考にしたい。</p>
回答（西尾市）	回答（知立市）
<p>1 旧西尾地区、一色地区、吉良幡豆地区には、それぞれ在宅医療に力を入れている医師が1人ずつおり、地域包括支援センターが事務局となって地区ごとに地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催することで、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の協議・検討をしています。事例研究や多職種協働の研修会などを企画することによって、在宅医師や訪問看護師の確保に結び付けたいと考えています。</p> <p>そのほか、平成28年度は、在宅医療サポートセンターを中心となって、市民公開講座「在宅ケアという選択」と題し、講演会及び市民フォーラムを開催し、在宅医療に対する意識高揚を図っております。</p> <p>2 西尾市医師会では、「看取り」については原始的ではありますか、かかりつけ医が遠方にいて不在でも、当番医が待機しサポートを行える体制を整えました。ICTの要である在宅医療・介護連携システムについては、システムの構築はできたものの、現場での使用頻度が少なく普及はあまり進んでいません。また、介護ロボット導入についても価格が高額であるため、国の補助金交付は行っていますが、市の上乗せ補助は行っておりません。このように情報通信技術等については一見便利のようですが、利用者側の使い勝手や使い方に課題も多く、現場の声や近隣市の状況を確認させていただきながら慎重に検討していきたいと考えています。</p>	<p>1 現在、西三河南部西医療圏保健医療計画会議が実施されています。訪問看護師の確保等について具体的な取り組みまでは至っていない状況です。</p> <p>2 遠隔医療の対応としてのICT、ロボットなどの技術活用について、検討していません。</p>

内容・提案理由等

1 在宅医療を必要とする市民の増加が想定されるなか、在宅医療に携わる医師、訪問看護師の確保は喫緊の課題と考えるが具体的取り組みについてご教示いただきたい。

2 国は遠隔医療・遠隔看取りの検討を進めており、さらにICT、AI、IoT、ロボットなどの活用は、人材不足や職員の負担軽減、距離的制約の解消を実現する手法の一環と考えられる。これら技術の活用の検討状況についてご教示いただきたい。

【回答】

【1について】

○在宅医療に携わる医師の確保について

- ・在宅医療サポートセンター事業において、在宅医療を目指す医師向けに「在宅医療導入研修」を実施している。
- ・また、豊田地域医療センターに「豊田市・藤田保健衛生大学連携地域医療学寄付講座」を設置し、総合診療医を育成しながら在宅医療を進めている。
- ・さらに、今後の予定として豊田地域医療センター独自の総合診療医を育成するプログラムを新たに設置することで準備を進めている。

○訪問看護師の確保について

- ・訪問看護師の確保において、一番ネックとなるのが「実践経験」である。これを補えるよう訪問看護師を目指す新卒看護師や潜在看護師向けの研修に対する支援策を設置することを検討している。

◆これら医師・看護師の確保に関する取組については、今年度策定予定の「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」で位置付け、取組を進めていく予定である。

【2について】

○豊田市では、次年度、遠隔診療のモデル事業の実施を検討している。このモデル事業では、在宅医療に携わる医師の負担軽減や距離的制約の解消について、有効性を検証する予定。

回答（刈谷市）	回答（安城市）
<p>1 在宅医療に携わる医師、訪問看護師の確保にあたっては、平成30年度から実施が義務付けられる「在宅医療・介護連携推進事業」において取組みを進める方針ではありますが、具体的な内容については今後、事業の委託先となる刈谷医師会と協議の上、決定したいと考えています。</p> <p>2 刈谷市は、平成28年度に国の「地域介護・福祉空間整備推進交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）」を活用し、市内の特別養護老人ホームと短期入所生活介護施設各1ヶ所に、利用者の睡眠や動作をリアルタイムでモニタリングできる介護ロボットを導入し、従事者の負担を軽減することができました。</p> <p>今後は、在宅医療・在宅介護についてもICTやロボット関連の情報収集を進め、必要に応じて導入など活用について検討をしていきたいと考えています。</p>	<p>1 市としては具体的な取り組みは行っていません。安城市医師会において、在宅医療に関する勉強会を実施します。また、在宅医療サポートセンターが碧南市在宅医療サポートセンターと協力し、潜在看護師向けの研修会を実施しています。</p> <p>2 事業所に国、県の補助金の情報提供を行っています。ロボットを導入している施設については、活用の状況や課題等を隨時確認している。</p>
<p>1 市内の在宅医療で不足する部分を同じ医療圏の医療機関にも協力が得られるよう、豊田加茂医師会と連携をとっていく予定。</p> <p>2 ICTについては豊田市と連携して本年度導入したところであり、今後は登録の中心的役割を担うであろうケアマネージャーを対象に、実用的な操作説明や事例の検討、意見交換会を実施できるようケアマネージャー連絡会と調整中。</p>	<p>1 在宅医療の推進については、刈谷市医師会を委託先として刈谷市、知立市と同一歩調で「在宅医療介護連携推進事業」として、進めていくことを考えています。市独自での医療職の確保については、検討していません。</p> <p>2 ICTの活用については、国の補助制度により事業所に介護ロボットを導入した以外、取組みはありません。</p>

提案市	議題
西尾市	敬老事業について
回答(岡崎市)	回答(碧南市)
<p>(回答部署:長寿課)</p> <p>【平成29年度】</p> <p>祝金品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・87歳(S5.1.1～S5.12.31生まれ) 10,000円+祝品(500円相当) ・99歳以上(T7.12.31以前生まれ) 10,000円+祝品(5,000円相当) <p>学区敬老会運営事業費補助金(社会教育委員会委員長連絡協議会が行う学区敬老会運営事業へ支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上(S17.12.31以前生まれ) <p>1人あたり270円+学区均等割45,000円</p> <p>【平成30年度以降】</p> <p>現時点において変更の予定はありません。</p>	<p>【平成29年度】</p> <p>敬老祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満85歳(S7.1.1～S7.12.31) 10,000円 ・満90歳(S2.1.1～S2.12.31) 10,000円 ・満95歳(T11.1.1～T11.12.31) 10,000円 ・満99歳(T7.1.1～T7.12.31) 10,000円 ・満100歳以上(T6.12.31以前生まれ) 20,000円 <p>敬老会助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数え80歳以上(S13.1.1以前生まれ) 1人あたり1,000円を各地区へ助成 <p>【平成30年度以降】</p> <p>見直しを検討中</p>

内容・提案理由等

高齢者人口が増加し、敬老事業費が年々増加傾向にあります。西尾市では、平成30年度以降の敬老事業の見直しを検討中ですが、各市の現況と今後の方針についてお聞かせ下さい。

【平成29年度】

祝金品等

- 88歳 (S5.4.2~S6.4.1生まれ) 10,000円
- 100歳以上 (T8.4.1以前生まれ) 10,000円+祝品 (3,000円相当)

敬老事業委託料

- 77歳以上 (S16.4.1以前生まれ) 1人あたり1,100円を各小学校区へ支給
- 敬老会開催補助金 (敬老会を開催する小学校区へ支給)

- 1人あたり400円

【平成30年度以降】 対象年齢の引上げ等を検討中

回答 (刈谷市)	回答 (豊田市)															
<p>【平成29年度】</p> <p>○敬老金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 数え88歳【米寿】 (S5.4.2~S6.4.1生まれ) 10,000円 • 数え90歳【卒寿】 (S3.4.2~S4.4.1生まれ) 10,000円 • 数え99歳【白寿】 (T8.4.2~T9.4.1生まれ) 10,000円 • 数え100歳【百寿】 (T7.4.2~T8.4.1生まれ) 30,000円 • 満100歳以上 (T7.4.1以前生まれ) 20,000円 <p>○敬老記念品</p> <ul style="list-style-type: none"> • 満77歳以上(※) (S16.4.1以前生まれ) 600円相当の記念品 (H29度はお茶) • 数え100歳 祝状 <p>○補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 満77歳以上(※) 1人あたり600円 地区・高齢者福祉施設が実施する敬老会行事 に補助 <p>※対象年齢を満80歳以上とするため、平成28年から5年度に渡って1歳 ずつ引き上げる経過措置を適用中。 現在のところ、その他の見直しについては検討していません。</p>	<p>【平成29年度】</p> <p>祝金品等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 80歳 (S12.1.1~S12.12.31) • 85歳 (S7.1.1~S7.12.31) 5,000円、お祝い手紙 • 90歳 (S2.1.1~S2.12.31) • 95歳 (T11.1.1~T11.12.31) 10,000円、お祝い手紙 • 99歳 (T7.1.1~T7.12.31) 記念品 (1,500円相当のお菓子)、お祝い手紙 • 100歳以上 (T6.12.31以前生まれ) 30,000円、記念品 (1,500円相当のお菓子)、 お祝い手紙 <p>メッセージ配布等手数料 (民生委員) 1人あたり216円</p> <p>【平成30年度以降】</p> <p>対象年齢等の事業の見直しを検討中</p>															
回答 (みよし市)	回答 (高浜市)															
<p>【平成29年度】</p> <p>◆敬老祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 80歳 (S12.1.1~S12.12.31生まれ) 5,000円 • 85歳 (S7.1.1~S7.12.31生まれ) 5,000円 • 90歳 (S2.1.1~S2.12.31生まれ) 10,000円 • 95歳 (T11.1.1~T11.12.31生まれ) 10,000円 • 100歳以上 (T6.12.31以前生まれ) 30,000円 <p>◆敬老祝い品</p> <ul style="list-style-type: none"> • 白寿 (T6.4.1~T7.3.31生まれ) 5,000円相当 • 数え100歳 (T7.1.1~T7.12.31生まれ) 2,500円相当 <p>◆長寿お祝い会委託料 4,320千円</p> <ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の市民を対象としたイベント (歌謡ショー) • 古稀の(夫婦)お祝いの方は招待 <p>◆各行政区(自治会)主催の敬老会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各区への活動交付金(補助金)の中に、敬老会事業への補助も含め交付している <p>【平成30年度以降】</p> <p>見直しの予定なし</p>	<p>«祝い金»</p> <p>高齢化社会進展に伴い、介護保険制度と並行して、介護予防施策をはじめとする高齢者福祉サービスの充実を図ってきたことから、敬老精神は祝い金の配布でなくても十分に代替できると考え、平成16年度に廃止した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">～平成8年</td> <td style="width: 40%;">80歳以上</td> <td style="width: 30%;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>88～98歳</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>99歳以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>平成10年～</td> <td>88歳</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>99歳以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>«敬老会»</p> <p>参加者数の減、市で行うより地域で祝う方が良いとの意見などから、平成12年度に廃止した。</p>	～平成8年	80歳以上	5,000円	平成9年	88～98歳	30,000円		99歳以上	50,000円	平成10年～	88歳	30,000円		99歳以上	50,000円
～平成8年	80歳以上	5,000円														
平成9年	88～98歳	30,000円														
	99歳以上	50,000円														
平成10年～	88歳	30,000円														
	99歳以上	50,000円														

提案市	議題												
西尾市	相談支援事業所への支援について												
回答(岡崎市)	回答(碧南市)												
<p>(回答部署:障がい福祉課)</p> <p>岡崎市は、市内6ヶ所の指定特定相談支援事業所に委託しています。</p> <p>複数の関係機関が係るケースなど、1件の相談にかかる時間が増えています。また、委託事業所においてサービス等利用計画を作成しており、委託相談支援事業所の業務量が増加しています。</p> <p>委託相談支援事業とサービス等利用計画を作成する事業所を分けるのが本来ですが、相談支援専門員が少なく、困難です。</p> <p>指定特定相談支援事業所の立ち上げの見込みのある方を、愛知県が主催する相談支援従事者研修に優先的に推薦する等の取り組みを行っていますが、相談支援専門員が不足している現状です。</p> <p>※参考 委託相談件数・・・33,114件(27年度) 31,846件(28年度)</p>	<p>当市においても、市内の相談支援事業所に対する需要が高く、負担が大きい状況であることは認識しているが、現状では、市独自での支援や補助などは、予定検討も含め行っていない。</p> <p>また、指定特定相談支援事業所等の拡充や相談支援専門員の確保や育成に対する課題検討などをを行うため、地域自立支援協議会の作業部会や基幹相談センターによる市内の相談支援事業所間の情報交換会や研修会を実施している。</p>												
回答(安城市)	回答(知立市)												
<p>市内の指定特定相談支援事業所の事業運営の安定化を目的とした補助金を交付している。</p> <table> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>補助額</td> </tr> <tr> <td>31人以上60人以下 /月</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>61人以上90人以下 /月</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>91人以上120人以下 /月</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>121人以上150人以下 /月</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>151人以上 /月</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細は別添「安城市計画相談支援等事業運営費補助金交付要綱」を参照。</p>	利用者数	補助額	31人以上60人以下 /月	100,000円	61人以上90人以下 /月	150,000円	91人以上120人以下 /月	200,000円	121人以上150人以下 /月	250,000円	151人以上 /月	300,000円	<p>知立市では、相談支援事業は、指定特定相談支援事業所を設置している社会福祉法人知立市社会福祉協議会と社会福祉法人けやきの会に対し市から委託している。</p> <p>知立市には、相談支援事業所へ独自の支援や補助など独自の市の補助制度等は、ありません。</p> <p>指定特定相談支援事業所等の拡充や、相談支援専門員の確保や育成のために行っている施策等市独自事業はありません。</p> <p>相談件数計 平成28年度 7,298件 (事業所2箇所 相談員5名) 平成27年度 6,818件 (事業所2箇所 相談員5名)</p>
利用者数	補助額												
31人以上60人以下 /月	100,000円												
61人以上90人以下 /月	150,000円												
91人以上120人以下 /月	200,000円												
121人以上150人以下 /月	250,000円												
151人以上 /月	300,000円												

内容・提案理由等

西尾市では、現在、市内3カ所の指定特定相談支援事業所へ障害者相談支援事業を委託しています。

最近では、精神障害者の本人や家族からの相談が急増しており、支援者の協力を得られない困難ケースも増加しています。

また、障害児を対象とする放課後等ディサービスや精神障害者を対象とした就労系福祉サービスの事業所や利用者の増加も著しく、福祉サービスを利用するための計画作成や相談について、相談支援事業所職員の負担も増大している所です。

そこで、サービス等利用計画の作成について、相談支援事業所へ独自の支援や補助などを行っているかお伺いします。

また、指定特定相談支援事業所等の拡充や、相談支援専門員の確保や育成のために行っている施策等があればあわせてご教示下さい。

※参考 委託相談件数・・・20,292件（H28年度）、14,750件（H27年度）

回答（刈谷市）	回答（豊田市）
<p>相談支援事業所への独自の支援や補助は行っていません。</p> <p>相談支援専門員の育成に関しては、自立支援協議会の相談支援部会において、相談支援の充実に向けた検討を行っているとともに、年4回程度、相談員のスキルアップ・連携を図るために事例検討研修会を実施している。</p>	<p>豊田市では、現在、市内11カ所の指定特定相談支援事業所へ障がい者相談支援事業を委託しています。加えて、委託相談とは別に12カ所の指定特定相談支援事業所があります。</p> <p>豊田市においても、相談支援事業所職員の負担が増大しているほか、次代を担う後継者不足、人材育成といった課題がありますが、サービス等利用計画の作成については、独自の支援や補助などを行っておらず、国の給付費で対応しています。</p> <p>また、指定特定相談支援事業所等の拡充の必要性を感じつつも有効な手立てがなく苦慮しているところです。一方で、相談支援専門員の育成については、自立支援協議会を通じてスキルアップ研修を実施しています。</p> <p>※参考 委託相談件数・・・17,014件（H28年度） 18,446件（H27年度） 17,558件（H26年度） 14,239件（H25年度） 13,884件（H24年度）</p>
<p>みよし市では、サービス等利用計画の作成について独自の支援や補助は行っていません。</p> <p>現在、市内6カ所の指定特定相談事業所へ障がい者相談支援事業を委託しています。</p> <p>H28年7月から「くらし・はたらく相談センター」という市の相談受付窓口を設置し、市から委託した相談支援専門員が3人常駐しています。</p> <p>H29年4月からは同センターを基幹的相談支援センターとして位置付け、相談支援専門員の資質向上のための研修等企画しています。</p> <p>※参考 委託相談件数・・・3,135件（H28年度） 2,084件（H27年度）</p>	<p>本市では、現在1カ所の指定特定相談支援事業所（市社協）へ障がい者相談支援事業を委託しています。</p> <p>本市においても、相談支援事業所への相談件数、計画作成件数が増加傾向にありますが、独自の支援や補助などは行っておりません。</p> <p>相談支援専門員に係る確保については委託先にお願いしています。育成のための取組としては、業務委託料の中に相談支援専門員のスキルアップのための講座を開催する経費を加算しております。</p> <p>※参考 ○委託相談件数 H28 5,651件 H27 5,098件 ○計画作成件数 H28 358件 H27 307件</p>

提案市	議題
知立市	手話言語条例制定への対応について
みよし市	各市での手話言語・障がい者コミュニケーション条例の制定について
回答（岡崎市） (回答部署：障がい福祉課) 愛知県が、平成28年10月「手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。岡崎市は、この条例の推進（手話通訳者の育成等）に取り組む中で、「手話言語条例」制定の必要性を見極めていきたい。	回答（碧南市） 現段階では具体的な制定の予定はない。 各市の状況を踏まえ、今後の方針を決めていきたい。
回答（安城市） 本市では、昨年10月に愛知県が「手話言語・障がい者コミュニケーション条例」を制定し、現に県下全域が網羅されていることを踏まえると市独自条例を制定する必要は無いと考えています。 この本市の考え方、今年8月16日午後に来訪された西三河聴覚キャラバンの席上でも伝えております。	回答（西尾市） 当市としましては、現段階で手話言語に関する条例を制定することは考えいません。愛知県の条例では、市町村と協力して手話言語の普及促進に関する施策の推進に取り組む旨が規定されているため、早急に市の条例を制定する必要性は低いと考えています。 今後は、国や県、他の市町村の動向を注視しながら、条例の制定について調査研究していくと考えています。

内容・提案理由等

手話言語条例の制定を目指そうと当事者団体の活動が活発ですが、各市の今後の対応についてご教示ください。

例えば、制定を検討されている場合は、愛知県条例と同様コミュニケーション手段の促進に関する事を含めるのか、それとも手話言語条例を検討されているのか、併せてご教示下さい。

【回答】

知立市障害者地域自立支援協議会の下部組織のコミュニケーション部会において、聴覚障がい者に関する生活支援や防災等、日常生活におけるコミュニケーションにおける困りごとについて当事者、手話通訳者、手話サークルの代表、要約筆記みどりが参画し話し合いをしてきました。

手話言語条例については、平成31年度目処に条例の制定を検討し、今後は、部会及び条例を検討する会議体を設置し、当事者の意見、手話言語に対する思い等について考えをすりあわせし、条例に向けて法的整備を進めていく予定である。

愛知県は、平成28年10月に「手話言語・障がい者コミュニケーション条例」を制定し、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るよう働きかけをしている。

西三河9市では、手話言語条例や障がい者コミュニケーション条例の制定に向けてどのような対応をしていくか、各市の取り組み状況を議題としたい。

【回答】

みよし市では、「手話言語条例を目指すキャラバン」（西三河聴覚障害者団体連絡協議会、豊田みよし聴覚障害者協会）が平成29年8月に来庁、要望書が提出されました。今後は、西三河各市の手話言語条例・障がい者コミュニケーション条例制定の動向を参考にしながら検討を進めます。

回答（刈谷市）	回答（豊田市）
現時点では、手話言語条例又はコミュニケーション条例の制定は考えていません。なお、全国手話言語市区長会等全国的な動きはあることから、国や県、市町村の動向に注視し、その必要性等についての調査研究を行っている状況です。	当市では、手話言語条例を制定している中核市6市にアンケート調査を実施した結果及び当市における事業実施状況より、当市の意思疎通支援事業は、手話言語条例を制定している中核市と比較しても遜色ない実績であると考える。したがって、当市としては愛知県が制定している「手話言語・情報コミュニケーション条例」の理念に沿った意思疎通支援事業を目指すことが、市条例の制定よりも優先されるべきであると考えるため、現時点では手話言語及び障がい者コミュニケーション等に係る市条例を制定する予定はない。
回答（高浜市）	
現時点では条例制定に向けた具体的な検討は行っていません。 各市の状況を踏まえて、条例制定について検討していきます。	

提案市	議題
高浜市	生活困窮者自立支援事業について
回答（岡崎市）	回答（碧南市）
<p>(回答部署：商工労政課)</p> <p>当市では、生活困窮者の要件を緩和すること及び就労準備支援事業の開始以前から実施してきた若年者支援機関（ニート・フリーター等の支援機関）で培った知識や経験を活かすことで、多くの利用者を集めることができます。</p> <p>【岡崎市就労準備支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実績（延べ利用人数） 面談利用者 634件、講座受講者数 779件 ○委託先 NPO法人ICDS <p>※実績はすべて虹の会になります。</p>	<p>当市においては、任意事業である就労準備支援事業は実施していない。</p>

内容・提案理由等

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への自立支援事業が実施されています。高浜市では、必須事業である自立相談支援事業、住宅確保給付金事業に加え、任意事業の就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を実施しております。

任意事業のうち、就労準備支援事業については、対象者の把握が難しく平成28年度から平成29年度にかけて1名の利用があったのみとなっております。また、委託先事業所も通常の就労を目指す前の段階の方の利用となるため、4カ所となっており受け入れ先の確保が出来ておりません。

就労準備事業について、各市の実施状況及び委託先の状況をご教示ください。

【高浜市就労準備支援事業】

○実績 平成27年度 0件、平成28年度 1件（平成29年度も継続）

○委託先 社会福祉法人 同善福祉会

社会福祉法人 昭徳会

特定非営利活動法人のりのりフットワーク

株式会社おとうふ工房いしかわ

回答（刈谷市）	回答（豊田市）
<p>本市では平成28年度より就労準備支援事業を実施しており、被保護者就労準備支援事業と一体的に実施しております。実績としましては、平成28年度から平成29年度にかけて1名（被保護者）の利用となっております。委託先事業所については、1か所で、安城市にありますNPO法人 育て上げネット中部虹の会に委託をしております。</p> <p>【刈谷市就労準備支援事業】</p> <p>○実績 平成28年度 1件（被保護者） ※平成29年度も継続</p> <p>○委託先 NPO法人 育て上げネット中部虹の会</p>	<p>【豊田市就労準備支援事業】</p> <p>○実績 平成27年度 0件 平成28年度 0件 (平成29年度も継続)</p> <p>○委託先 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会</p>
回答（知立市）	回答（みよし市）
<p>生活困窮者自立支援制度について、当市では必須事業である自立相談支援事業、住宅確保給付金事業に加え、任意事業の就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施しています。</p> <p>就労準備支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業での相談が対象者を把握できるチャンスとなるものの、相談者に該当するケースがほとんどなく、事業開始の平成27年度以降、実績がない状況となっています。</p> <p>【知立市生活困窮者就労準備支援事業】</p> <p>○実績 平成27年度 0件 平成28年度 0件 (平成29年度も継続)</p> <p>○委託先 (特非)育て上げネット中部虹の会</p>	<p>平成28年度から就労準備支援事業を始めていますが、貴市同様、対象者の把握が難しいという状況もあり、平成28年度は実績は0件でした。なお、平成29年度も継続して事業を行っており、相談は現在までに9件あるものの、支援につながったものは1件という状況です。委託先については、以下のとおりです。</p> <p>【みよし市就労準備支援事業】</p> <p>○実績 平成28年度 0件（相談3件）</p> <p>○委託先 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会 一般社団法人みよしはたらく協議会</p>

安城市計画相談支援等事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、計画相談支援等を実施する事業者に対し、補助金を交付することにより、計画相談支援等に係る事業運営の安定化を図り、もって利用計画の作成の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「計画相談支援等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第16項に規定する計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、法第51条の20第1項の規定により指定された特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項の規定により指定された障害児相談支援事業所で、市内に所在地を有するものをいう。

3 この要綱において「障害福祉サービス等」とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援及び第4条第2項第2号に掲げる事業に係るサービスをいう。

4 この要綱において「相談支援専門員」とは、愛知県相談支援従事者研修を修了した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業所を設置する事業者とする。

(1) 事業所の職員が安城市自立支援協議会設置要綱（平成19年2月1日施行）に規定する担当者会に参加していること。

(2) 安市の地域ケア体制の推進に関わる機関と連携が図れること。

(3) 事業所の主たる対象とする障害の種類以外の利用者からの相談に対し、必要な相談支援が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人安城市社会福祉協議会及び次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助の対象としない。

(1) 代表者及び理事等（以下「役員等」という。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員で

はないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるもの

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその団体の運営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有するもの
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 暴対法第32条1項各号に掲げる者であると認められるとき。

（補助額）

第4条 補助金の額は、毎年4月から翌年3月までの間の利用者数に応じ、次の表に定める補助額（在籍する相談支援専門員が1名である事業所にあっては200,000円／月を上限とする。）に、12（利用者のない月があるときは、当該月数を控除した数）を乗じて得た額とする。ただし、事業所を設置する事業者が提供する障害福祉サービス等を受けている利用者数が、全ての利用者数の7割を超える場合は、当該額に0.7を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

利用者数	補助額
31人以上60人以下	100,000円／月
61人以上90人以下	150,000円／月
91人以上120人以下	200,000円／月
121人以上150人以下	250,000円／月
151人以上	300,000円／月

- 2 前項に規定する補助金の算定の対象となる利用者は、次に掲げるものとする。
- (1) 法第51条の17第1項各号及び児童福祉法第24条の26第1項各号に規定する者のうち、安城市長の支給決定を受けたものであって、計画相談支援等を実施したもの
- (2) 前号に規定するもののほか、次に掲げる事業を利用しようとする者で、計画相談支援等に相当する支援を実施したもの
- ア 移動支援事業
 - イ 地域活動支援センター事業
 - ウ 訪問入浴事業
 - エ 日中一時支援事業
 - オ 生活サポート事業

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、計画相談支援等事業運営費補助金支給申請書兼実績報告書（様式第1）により市長に申請しなければならない。この場合において、事業者が複数の事業所を設置するときは、事業所ごとに申請するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、第3条に規定する内容を審査した上で、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、計画相談支援等事業運営費補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

(支給)

第7条 前条の規定による決定を受け、補助金の交付を受けようとする事業者は、計画相談支援等事業運営費補助金請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業者が複数の事業所を設置するときは、事業所ごとに提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

計画相談支援等事業運営費補助金支給申請書兼実績報告書

年 月 日

安城市長

所在 地

事業者名

代表者名

印

次のとおり計画相談支援等事業運営費補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	金 円			
事業所の名称				
実施する事業	計画相談支援 障害児相談支援			
事業実施期間 及び実施月数	年 月 日 ~ 年 月 日 実施月数： 月			
事業実績	①当該事業者のサービスを利用する利用者数	人	②①以外の利用者数	人
	補助額	円／月		

備考

- この様式中必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。
- 事業実績については、必要に応じて詳細を明らかにする書類を添付するものとする。

様式第2（第7条関係）

計画相談支援等事業運営費補助金交付決定通知書

障福第 号
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名 様

安城市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定しました。

事業所の名称		
補助金の額	金	円
交付の条件		

注意

- 1 補助金等の支払を受けようとするときは、計画相談支援等事業運営補助金請求書を提出してください。
- 2 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が当該補助事業に係る出納その他について監査することがあります。

様式第3（第8条関係）

計画相談支援等事業運営費補助金請求書

年 月 日

安城市長

所在地

事業者名

代表者名

印

次のとおり計画相談支援等事業運営費補助金として、以下の金額を請求します。

補助金交付申請額	金	円
事業所の名称		
実施する事業	計画相談支援	障害児相談支援
事業実績	①当該事業者のサービスを利用する利用者数 人	②①以外の利用者数 人

	銀行・農協 信用金庫 金庫・組合			本店 支店 出張所
振込口座	預金種別	普通 当座 貯蓄	口座 番号	
	フリガナ			
	口座名義人			